

奈良県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第一号

奈良県会計規則の一部を改正する規則

奈良県会計規則（平成七年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項ただし書中「、当該歳入が令第五百五十八条第一項各号のいずれかに該当するものである場合において」を削り、「ときは」の下に「、令第五百五十八条の二第一項第一号に掲げる歳入を除き」を加える。

第十八条の二第一号中「地方税（当該地方税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）の」を「令第五百五十八条第一項各号又は第五百五十八条の二第一項各号のいずれかに該当する歳入の徴収又は」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、同項第一号に掲げる歳入の収納の事務の委託を受けようとする場合は、当該歳入の収納の事務の委託を受けた実績があること。

第十八条の二第二号中「次号において同じ。」を「」及び令第五百五十八条の二第一項各号（第一号を除く。）に規定する歳入」に改め、同条第三号中「県税」を「歳入」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。